

令和4年度南富良野大乘会事業計画書

1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長(自立)・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限りない福祉の心の広がりを目指していきます。

2. 基本方針

社会福祉法人南富良野大乘会は、障がい者福祉事業及び高齢者福祉事業の実践において、近年の社会福祉施策が変革される中でも、南富良野町で地域に根ざした地域福祉の核として各種福祉事業の推進を進めてまいりました。今後も地域のニーズに応じた地域福祉と包括的なケア体系に対して、社会福祉法人の強みを生かした福祉活動を推進します。

一方、日本社会全体は少子高齢化が急激に進む中で、福祉事業の重要性・需要は高まっており、各種福祉事業を行う上での福祉人材不足は顕著な問題であり、人材難によるサービスの質の低下が懸念されます。このことから、法人では更なる職員の確保を図るとともに、特定技能実習制度による外国人の受入れを積極的に取り組み、介護人材の確保に努め、ご利用者に寄添った質の高い支援・介護の技術サービスを提供するとともに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」においては、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げに取り組むこととして、なお一層の職員処遇改善を進めます。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策については、未だ終息は見られず、本年度においても予断は許されず、重点的に予防措置を講じたうえで、ご利用者が健康で安心して生活ができるように各種取り組みを実践します。

つきましては、令和4年度の重点事項を次のとおり取組んでまいります。

- (1) 介護・障がい福祉サービスの介護報酬については、各種加算制度に対応するように適正な報酬請求事務を進めるとともに、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、処遇改善支援補助金を申請し、介護及び障害福祉職員の賃金引上げに取り組めます。
- (2) 法人の福祉従事者においては、慢性的な人材不足となっており、このことは国全体での人材不足が生じています。令和4年度においては、(株)JAPAN QUALITY との間で外国人の特定技能者受入に伴う支援業務委託契約を締結し、外国人福祉職員の確保を進め、法人各事業所へ配置を促進し、今後の人材確保と定着化を図ります。
- (3) 法人の施設整備については、中期施設整備事業計画を基本として各種補助金等の活用を図りつつ、各事業所の施設・設備整備を進め、ご利用者の生活環境等の向上に努めます。

特に、なんぷ〜香房では、南富良野町の道の駅再構想整備と連携を図り、事業所狭隘解消に対応すべく増・改築整備工事を進めると共に、ご利用者処遇環境の改善と感染症対策の向上を図ります。また、からまつ園においては、災害等の停電時に電気・暖房設備の確保ができるよう自家発電設備工事の国庫補助を申請します。

- (4) 新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防対策は、法人の事業所内にウイルスを持ち込まない・広めない対策として、法人職員等へ職員行動指針による行動抑制や感染予防の意識付けを徹底するとともに、関係者皆様のご協力を受けた予防対策に努めます。
- (5) 労働管理については、社会保険労務士と連携し、諸規程や各種関係書式の見直しを行うとともに、労働関係制度の改正に伴う手続きを迅速に実施することで、職場環境の改善や働き方改革を積極的に取り組みます。
- (6) 職員の確保については、ITや人材紹介会社等を活用して福祉にマッチングした多様な人材を確保するとともに、各福祉系大学・専門学校との連携体制を図り、外国人留学生を含めた雇用を積極的に進めます。

特に、南富良野町が事業を実施している東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会の留学生1名については、継続して支援・協力を進めます。

また、南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会との福祉担い手対策推進会議への参加・協力をを行い、情報交換を図り人材確保に努めます。

- (7) 法人の高齢者事業部門については、町内外のニーズに見合った最適な入居者数を検討していくとともに、高齢者事業の総合的な運営方法を南富良野町と中・長期的な計画に基づいてサービスのあり方と安定した運営が進むように検討会議を継続的に開催します。
- (8) 権利擁護事業では、ご利用者への不適切行為と苦情については、職員個々の資質が求められることから、法人虐待防止マニュアル等に沿ってご利用者の権利・擁護を遵守し、ご利用者やご家族の意向に寄添った支援・介護を実践するとともに、研修会等に参加することで、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

3. 管理運営

(1) 役員、評議員

① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 令和3年6月25日から令和5年度定時評議員会の終結まで（2年間）

② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 令和3年6月25日から令和7年度定時評議員会の終結まで（4年間）

(2) 理事会開催予定

- ① 第1回理事会（6月） 前年度事業報告、決算報告の審議
- ② 第2回理事会（9月） 事業の報告等の審議
- ③ 第3回理事会（12月） 事業の中間報告、補正予算等の審議
- ④ 第4回理事会（2月） 補正予算、事業の報告、人事等の審議
- ⑤ 第5回理事会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
その他必要に応じて、随時開催します。

(3) 評議員会開催予定

- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告及び決算報告等の審議
- ② 第2回評議員会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
その他必要に応じて、随時開催します。

(4) 監査の実施

- ① 第1回監査（5月） 前年度の決算監査
- ② 第2回監査（8月） 4月から6月までの事業等の状況
- ③ 第3回監査（12月） 7月から9月までの事業等の状況
- ④ 第4回監査（3月） 10月から1月までの事業等の状況

(5) 評議員選任・解任委員会

① 委員定数 3名

- ・任期 令和3年6月25日～令和7年度定時評議員会の終結まで
評議員の選任、解任等については、必要状況に応じて開催します。

(6) 経営会議

- ① 毎月1回定期開催します。
- ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況の報告・必要な協議・検討を行います。
- ③ 理事長が毎月1回程度の決裁・報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。

(7) 運営会議

- ① 毎月1回定期開催します。また、臨時的にも開催します。
- ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討を行います。

(8) 職員体制

- ① 各事業所間での連携を図った効果・効率的な職員配置と事業運営で進めます。
- ② 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員の処遇改善等に努めます。

(9) 財務、会計管理

- ① 社会福祉法に基づいた法人経理規程に沿って会計処理等を適正に執行するとともに、会計コンサルタントの事務指導を受けて、各事業所の予算・会計管理と効率的で効果的な財務管理を行います。
- ② 各事業所は、適正なサービス事業収入の確保に努めるとともに、費用の節減と見直しを図ります。
また、地域福祉の向上につながる公益的な社会貢献活動の推進にも努めます。
- ③ 南富良野大乘会の事業所が一体となった経営・事業運営を行い、安定性のある事業経営が推進されるように予算管理と会計処理を進めます。

(10) 労務管理

- ① 社会保険労務士と顧問契約の締結の上で、指導と情報提供を受けて労働基準法に基づく労務管理を適正に執行するとともに、コンプライアンスの強化を図ります。
- ② 職員の健康管理、福利厚生の充実に努め、適正な労働環境を確保するとともに定着化の向上に努めます。

4. 高齢者事業の運営検討について

特別養護老人ホームふくしあ・一味園においては、人材不足により適正な職員配置ができないことから利用定員割れによる極めて厳しい経営状況であり、更には、近隣市町村においての利用待機者の鮮少な状況も生じており、高齢者施設経営全体の見直しを図る必要があります。

特に、一味園の給食業務については、厨房職員の確保も困難な状況であることと、食事サービスの効率化や食品の品質向上を図る上で、専門業者への給食業務委託契約を進めます。

また、一味園の建物・設備の更新時期についても、町内外の高齢者福祉の現状に添った施設事業体系に向けて、南富良野町と連携した法人全体での経営安定化を図る検討・協議を継続します。

5. 役職員等研修の実施について

法人経営と各福祉サービス事業の推進と多様化している福祉サービスのニーズに対応するための研修として、北海道社会福祉協議会等の外部研修会に積極的に参加するとともに、法人事業がより発展するために先進法人等の視察研修の実施を新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら進めます。

6. 法人職員の人材確保と定着対策について

安定した法人の事業運営を図るためには、各事業に見合った人員配置と専門的で質の高い職員体制を維持することが必要であります。また、法人の事業所が一層に働きやすさと働きがいのある職場環境となるように、次の事項を重点に人材確保対策を展開します。

- (1) 南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会並びに南富良野大乘会の三者による「福祉担い手会議」での情報交換・連携を図り福祉人材の確保に努めます。
- (2) 新卒学生の確保は、各学校に赴き情報提供を密に行うとともに、求人WEBサイトや職場ガイダンス及び企業説明会等には積極的に参加し、多様な人材を職員として確保ができるように努めます。
- (3) 外国人留学生等の活用については、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会や北海道福祉教育専門学校との連携・協力体系を図り外国人留学生の雇用についても積極的に進めます。特に、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会による旭川福祉専門

学校介護科留学生については、昨年度に引き続き本年度も採用することから、生活環境を含めた受入サポート体制の強化と職員研修を進めます。

- (4) 社会福祉法人富良野あさひ郷と合同の企業ガイダンスやインターンシップ及び就職説明会等を通して介護・福祉のしごとの魅力を伝えるとともに、富良野地区の地域リソースをPRし、入職後のミスマッチを減らすことで、職員の定着率のアップを図ります。
- (5) 有料職業紹介斡旋事業についても活用を図り、特に、潜在的有資格者の採用について進めます。
また、北海道外からの移住者支援事業についても、各種登録を行い、幅広い求人活動を展開します。
- (6) 国の処遇改善加算費及び特定処遇改善加算費並びに処遇改善支援補助金を取得し、職員処遇向上を更に進め、人材の確保と定着化を図られるよう事務処理を進めます。
- (7) 正規職員及び準職員への登用を一層に進めるとともに、シニア層の就労希望者の活用を促し、特定の技能を持った人材職員の採用にも努めます。
- (8) 人事考課制度は、職員のキャリアアップを構築する上でも一層に活用を図り、職制に応じた研修を開催するとともに、職員の能力開発と育成に努めます。
- (9) 内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門性の向上と倫理観の向上に努めます。
- (10) 法人職員からの人材情報を収集し、法人職員として就労に結び付く活動を一層に進めます。
- (11) 特定技能者の外国人の活用を図り、法人従事者として5年間の定着を進め福祉・介護サービスの向上を図ると共に、南富良野町で安心して外国人が生活できるように各種サポートを進めます。

7. 法人職員交流事業の継続について

社会福祉法人南富良野大乘会が、南富良野町内で各種福祉サービス事業を発展充実化するには、法人全職員の健全な心と体が基本であることから職員の健康管理の助長と法人職員間の情報・交流の場として大乘会職員交流会については、新型コロナウイルスの感染状況を見極めて開催方法等を検討します。

8. 法人の地域貢献事業について

社会福祉法人は、地域社会において有益な活動が求められており、特に、公益的な貢献事業は、地域共生社会の実現に向けて法人・施設が地域の実情に応じた活動に努めます。また、南富良野町と金山地区の災害時における避難場所の設置運営協定に基づき、地域住民の避難場所として「ふくしあ」の提供・協力に感染防止を図り対応します。

9. 虐待の防止対応について

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用により、平日頃より事業所内の介護・支援業務の検証を行い虐待防止に努めます。
- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを適時実施し、適切な支援・介護サービスを行います。
- (3) ご利用者の人権・尊厳を守るための権利擁護に関する内・外部研修は、積極的に参加を進めます。

10. 安全・衛生管理・感染症対策について

職員は、常に事故防止と感染症予防に努め、ご利用者の安全確保と健康管理を次のとおり推進します。

- (1) ご利用者の介護・支援での事故等を未然に防止する対策を図るとともに、事故発生時は適切な対応を行うとともに、再発防止に向けての対策処置を図ります。

- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解とご協力の下で、感染症と疾病発症の予防対策を図るとともに、職員への衛生教育を行い、衛生設備の整備を進めます。
- (3) 特に、新型コロナウイルスの感染予防対策においては、職員行動指針等に基づいた対策を講じるとともに、法人事業所では、職員の協力と理解等を受けて、より一層の予防対策を図ることと、感染症対策用品の整備と備蓄にも努めます。
- (4) 法人職員は、公私ともに交通ルールを遵守した交通安全運転に努めるとともに、交通安全運動活動にも参加し、無事故無違反の意識向上に努めます。

1 1. 災害への対応について

各種災害時には、ご利用者の安全確保を第一に取り組み、各事業所においてはマニュアルに沿って安心して通常の生活ができるように対策を講じるとともに、防災関連設備の整備と点検を進め、国の災害用補助金の活用を鑑みながら非常電源設備等の整備に向けて申請を進めます。

また、社会福祉法人富良野あさひ郷との災害等協定に基づき非常災害時のご利用者の避難等について協力体制を継続・推進します。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を適宜実施し、職員やご利用者が緊急時に備えた防災意識の向上に努めます。

1 2. 大乘会職員研究発表会について

ご利用者サービス支援・介護技術の向上と事業所運営の発展を図るために法人職員の研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質の向上を図り、各事業所のご利用者サービス提供の向上に努めます。

1 3. 情報公開・開示について

社会福祉法では、法人経営の透明性を図ることが謳われています。このことからスマートフォンでの閲覧に対応するホームページのリニューアルを進めるとともに SNS 並びに法人の各種広報誌を活用して、各事業所の活動や財務状況等について次のとおり情報を発信します。

(1) 広報誌の発行について

大乘会通信や事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者の家族・地域・関係機関等に情報を発信します。

(2) 法人ホームページ等の活用について

- ・事業内容や財務諸表等の各種情報を公開します。
- ・人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人に関わる情報を発信します。
- ・若者をターゲットとして、スマートフォンの活用・対応を推進します。

(3) SNS の活用について

今日の大きな情報発信機能として SNS（情報通信）を活用し、定期的に各事業所の行事や特色と日々の活動内容について発信します。

1 4. 苦情の対応について

各施設・事業所での安心・安全なサービス提供においては、ご利用者とご家族の立場に沿った業務内容と生活環境等について随時見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては法人の苦情解決規程及び虐待防止対応規程並びにマニュアルに基づき迅速に対応し、所要の処遇改善と職員の教育・指導を速やかに行います。

1 5. 個人情報保護等の遵守について

個人情報等の取扱いは、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、法人の就業規則等に基づいて適正に管理・保管及び情報保護に努めるとともに、各規程の見直しを進めます。

社会福祉法人 南富良野大乘会
令和4年度 年間主要行事予定計画書(案)

月 日		法人事業	事業所行事	その他
4月	1日	辞令交付式・新年度体制		
5月	中旬	法人監事決算監査(2日間)		
	中旬	第1回大乘会施設見学会		新年度求人開始
6月	中旬	第1回理事会(決算理事会)		
	未定	大乘会職員交流会		
	下旬	定時評議員会(第1回評議員会)		
7月	日		大乘会スポ・レク交流会	
	未定	役員等道内視察研修会		金山神社祭
	日			かなやま湖水祭り
8月	7日		ふくしあ夏祭り	
	上旬	第2回大乘会施設見学会		
	上旬	法人監事定例監査(2日間)		
9月	日		大乘会ふれあいフェスタ	
	未定	第2回理事会		
	中旬	第3回大乘会施設見学会		
	17日			幾寅神社祭
	未定		ふくしあ・一味園敬老会	
10月	上旬	最低賃金見直し(予定)		
	下旬	ねむの木学園視察	ねむの木学園視察(運動会)	
11月	上旬	第4回大乘会施設見学会		
	上旬	法人役・職員視察研修会		
12月	3~9日	障がい者週間		
	上旬	北海道社協役員研修		
	中旬	法人監事定例監査(2日間)		
	未定	第3回理事会		
1月	上旬	新年挨拶		町新年交礼会
2月	上旬	新採用職員オリエンテーション		
	未定	法人研究発表会		
	未定	第4回理事会		
3月	上旬	大乘会人事内示		
	上旬	新任職員就職前実習		
	上旬	法人監事定例監査(2日間)		
	下旬	第5回理事会		
	下旬	第2回評議員会		
その他	年間	運営・経営会議(毎月初)		
	毎月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乘会本部組織機構図

役員任期：令和4年6月25日～令和5年度定時評議員会終結
 評議員任期：令和4年6月25日～令和7年度定時評議員会終結

評議員選任・解任委員任期：令和4年6月25日～令和7年度定時評議員会終結

